

令和3年9月10日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

家庭保育への協力依頼の延長について

本市では、新型コロナウイルスの感染状況に改善の兆しが見られず、9月12日までとされていた、緊急事態宣言（緊急事態措置を実施すべき区域の指定）については、9月30日まで延長される運びとなりました。

これにともない、8月25日付で協力をお願いした、家庭保育への協力をお願いについては、その取扱いを9月30日まで延長いたします。

8月以降は、子どもの感染が顕著となり、8月以降だけで延べ29（9月10日現在）の保育所（園）等で臨時休園となりました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、保育所（園）等における感染防止対策にお力添えいただくとともに、各ご家庭の可能な範囲（例えば、保護者の方が休暇等でお休みが可能な日など）において、登所（園）をお控えいただき、ご家庭での保育にご協力いただくよう、お願い申し上げます。

記

1 家庭保育の協力依頼期間

令和3年8月26日(木)から9月30日(木)まで

2 保育料について

協力依頼期間に登所（園）しなかった場合の保育料については、日割り計算し減額いたします。

なお、3歳以上のお子さんの副食材料費については、各保育所（園）等の事情により取り扱いが異なるため、各保育所（園）等へお問い合わせください。

<添付資料>

【市通知】

◇新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への協力について

[令和3年8月18日・子ども家庭局通知]